

**運転士が危険と判断し列車を停止させたことが、
何故「再教育」の対象となるのか！**

真の安全確立を求め申し入れ！

「再教育」の基準を明確にせよ！教育と名ばかりの「再教育」に疑問！

本部は、10月8日、東京第二運輸所分会組合員・丸家茂利さんが乗務不適の烙印を押され、東京駅に転勤となった事態に対し、会社に申し入れを行いました。丸家さんは、発車時に異常を認め、危険と感じたため停止手配をとりました。これは、乗客の生命を預かるものとして当然の対応です。

ところが、会社は対応に不備があったとして、再発防止、知識・技能を見極めることなどを理由に、乗務を外し日勤を指定し「再教育」を言い渡しました。本来「再教育」は、事故などを発生させた場合に再発防止のために行われる教育です。長年の経験から、危険と感じて停止したことが、何故、知識・技量がないと判断されてしまうのでしょうか。このようなことが許されるのでは、すべての運転士は自信を持って乗務できなくなってしまいます。さらに、丸家さんは、不当にも乗務不適とされ、東京駅に転勤命令が出されてしまいました。全く許せません。したがって、このような会社対応を正すべく、以下のように申し入れを行いました。

1. 運転士が、危険と判断して停止手配する取扱いが、何故「再教育」の対象となるのか明らかにすること。
2. 安全綱領に基づいて、運転士が危険と判断して停止する取扱いは、取扱いの間違ったのか明らかにすること。
3. 通常と違う場合の取扱いで、運転士と車掌の取扱いが違うのは何故か明らかにすること。
4. 「再教育」は何のために行っているのか明らかにすること。
5. 「再教育」を課す基準を明らかにすること。
6. 日勤に降ろしての「再教育」で、自習だけさせて、復帰のための教育を行わないのは何故か明らかにすること。
7. 「再教育」後の試験の結果、それに基づく合否の通告が明らかにされないまま配置転換をすることはあってはならないことである。試験の結果及び配置転換理由について当該の乗務員に説明を詳細にできない場合は配置転換をしないこと。したがって、直ちに当該運転士を、運転士として復職させること。

安全サイドの対応で乗務員不適・配置転換では安全確保に逆行だ！